

る。それは王の命によつて派遣された「国王役人」による港湾管理と在地の人間として委託された「地方領主」による港湾管理である。本報告では時間の都合上、後者を中心的に取り上げた。

（）では各地で実権を握り、港湾部において活躍した三人の地方領主、シチリア島メッシーナのマテウス・デ・リーゼ、シラクサとレンティーニのヨハンネス・デ・レンティーノ、半島部テッラ・

ディ・バーリのフイリップス・デ・サンタクローチェの三人を取り上げた。王権と彼らの関係に迫る上で、特に島部と半島部（とりわけブーリア地方）における比較分析を試みた。その際、ローマ教皇との関係も視野に入れながら、検討した。

検討の結果、三つの小括から一つの結論を導いた。教皇の影響

という観点からは、半島部では教会の影響を強く受け、Protontinus職の任命にあたり、教皇が関与していた一方、島部では教皇の影響は見られない。また「国王役人」と「地方領主」との関係において、半島部では徵税権利の係争を地方領主と国王役人との間で繰り広げ、役人とは一線を引いた関係を保つた一方で、島部では、漸次的にではあるが、次第に「国王役人化」し、地方領主が港湾行政官を務めるに至った。三つの観点である王と「地方領主」との関係について、ブーリアでは、教会の影響力の強さから、地方領主は王権と教皇という二重の後ろ盾を有していた。一方でシチリア島では、王の自由に権利の拡張や各地への派遣を可能とし、それが「国王役人化」を促進させていたのである。

以上のことから、王権は島部と半島部の港湾行政に関する人的関係の構築が必要であったことが分かる。従来一二世紀のシリニア統治について半島と島とでは大きく異なる行政が行われたといいう高山やH. ブレスクの多元性を強調した見解、すなわち冒頭で述べた三つの観点のうち、二つ目の観点が、一二世紀後半においても確認される結果となつた。

しかし史学会での議論及び指摘の通り、本報告ではケース・スタディの域を出ないことが今後の課題となつた。そのために、これら的事例をより詳細に検討し、かつ他の地方領主も視野に入れることで、王国の港湾行政を通して、王国統治を具体化することができるだろう。

南ティロールにおけるパトリオティズム

星野友里

一九一九年九月十日、第一次世界大戦の戦後処理の一環として、戦勝国とオーストリアとの間で締結されたサン＝ジエルマン条約により、アルプス以南のティロール地方 (Cisalpine Tyrol) はイタリアへ編入されることとなり、（）に「南ティロール (Südtirol)」が誕生した。本報告は、第一次世界大戦後の領土再編によつて生じた

ドイツ語系少数民族問題という枠組みにおいて、南ティロールに居住するドイツ語系住民に着目するものである。

第二次世界大戦の勃発に先立つ一九三九年六月二十二日、ドイツ・イタリア間において「ベルリン協定 (Berliner Vereinbarung)」が締結され、南ティロールのドイツ語系住民はドイツまたはイタリアどちらかの国籍を選択することとなり、ドイツ国籍を選択した場合には当時ナチス＝ドイツが支配する領域内への移住が義務付けられた一方、イタリア国籍を選択した場合には南ティロールの地に留まるも「イタリア国民」として生活していくことが求められた。国籍選択の結果によれば、対象者のおよそ八十六%に相当する人々がドイツ国籍を選択したとされている。しかし、実際に当時ナチス＝ドイツが支配する領域内へ移住した人々はドイツ国籍選択者のおよそ三〇%であつたことから、国籍選択結果と移住政策の間には大きな乖離が生じていたということになる。

国籍選択は、南ティロールに居住していたドイツ語系住民に対してドイツ・イタリアどちらかの国籍を選択することを求めたことからナショナルなレベルにおいて議論されることが多い。また、ドイツ国籍選択者に注目した研究が目立つ一方、「残留」を選択した人々 (Dableiber) への視点は不十分であるという印象を受けるが、残留派の人々は第二次世界大戦後の自治権獲得運動の中心的役割を担った南ティロール人民党 (Südtiroler Volkspartei) の創設に関わったこと等から、「南ティロール」の歴史観形成に大きな影響を

与えたと考えられる。そこで、本報告では一九一九年の「分断」以前からのティロールに対する帰属意識、すなわちパトリオティズムを手がかりとして、国籍選択時に「残留」を主張したドイツ語話者たちが用いたプロパガンダやその特徴に着目することによって「国籍選択」がナショナルなレベルでの議論だけに留まっていたのかどうかの問題を検討した。

まず、国籍選択時における残留派に目立つ傾向として、ティロールにおける地域文化の担い手となつてカトリックの聖職者たちの存在や、司教学校に学び、その影響を受けた人物などの存在を確認することができる。イタリアへの編入以降、南ティロールのドイツ語系住民のアイデンティティを形成していた要素は「ドイツ民族性」を保持していくことであつたと考えられ、両大戦間期にドイツ語文化を保護する場所がカトリック教会であつたことから、カトリック教会の聖職者らは南ティロールとティロールを結ぶ役割を担い、国籍選択対して「土地」へのパトリオティズムを主張しながら残留派の中心となる傾向が強かつたと考えられる。

国籍選択の際、残留派は「故郷」、ドイツ語でいう「ハイマート Heimat」と深く結びつくティロール人像が浮き彫りにしながら土地（故郷）に対するパトリオティズムを主張し、ナチス＝ドイツは反カトリックであると説くことでドイツへの移住を否定した。国籍選択に関する宣伝に用いられたビラから読み取れる特徴として、残

が可能であると考えていたことが挙げられ、つまり、「国籍＝民族性」ではないと考えていた点においてナショナルなレベル、すなわち「ドイツか、イタリアか」というレベルにおいて国籍選択をとらえていたわけではないといつていいだろう。また、国家と民族が一致しなくとも民族性の維持は可能であると考えていたことから、「ハイマート」は南ティロールの領域に限定されず、ティロール全体をも包括する広い地域概念であつたと解釈することができる。

国籍選択対象者において議論となつたのは「ドイツか、イタリアか?」という国籍の選択よりもむしろ「国籍の選択」と「ドイツ民族性」との結びつき方であつたと考えられ、残留派の人々は地域単位の「ハイマート」に対して「ドイツ民族性」を求めたといえるだろ。ドイツ国籍を選択した場合に移住という義務を伴つていたことは、国籍選択の問題を「民族」や「土地」といった概念に結びつけことになつたと考えられ、国籍選択とそれに伴う移住政策は、当時南ティロールに居住していたドイツ語系住民にとって、重層的な意味での民族性や土地に対する帰属を意識させることになつたといえるのではないだろうか。

戦後ドイツにおけるナチ医学の被害者に対する 差別と抑圧

—「『安楽死』および強制断種被害者の会」の歴史と活動を通して—

紀 愛 子

ナチ政権下のドイツでは、一九三三年に制定された「遺伝病の子孫予防法」により、遺伝性の病や障害を患つていると見なされた約四〇万人が、「劣等分子」として強制的に断種された。また、その後に続いた治療・福祉施設における大量殺害、通称「安楽死」では、精神病者・精神障害者をはじめとする約三〇万人が、「生きる価値なき生命」とされ、ガス室に送られ命を奪われた。医療関係者によつて主導・実行されたこれらの迫害の被害者——強制断種および「安楽死」の犠牲者、および「安楽死」の犠牲者遺族——は、ドイツでは「ナチ医学の被害者」と呼ばれる。

こうしたナチ医学の被害者たちは、強制断種や「安楽死」によつて、精神・身体両面において著しい被害を受けたにも拘わらず、第二次世界大戦後、加害者側であるドイツ医学界から謝罪を受けるどころか、その存在を黙殺され、被害者としての権利を主張することを妨げられてきた。また、ナチ犯罪の戦後補償関連法である「連邦補償法」（一九五六年制定）では、同法の定める補償の対象から除